



滋賀県  
ジェンダー平等債  
フレームワーク



「仕事と生活の調和を進めるキャラクター滋賀県のカエルちゃん」

イラスト：タカノ キョウコ

滋賀県

令和8年（2026年）3月

# 1 はじめに

## (1) 滋賀県の概要

滋賀県は、本州のほぼ中央に位置する内陸県で、日本で最も大きい湖の琵琶湖を有している普通地方公共団体です。古来より、琵琶湖の水運や地理的特性を背景に奈良・京都・大阪への物資等の供給源・中継地、また畿内と東国・北国とを結ぶ交通の要衝として発展しました。現在においても、かかる交通利便性の高さや豊富な水源により多様な企業の研究開発拠点・生産拠点・物流拠点が集積し、県内総生産に占める製造業の割合は全国1位を誇っております。

滋賀県では、性別にかかわらず、自らが希望する未来を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年(2001年)に、「滋賀県男女共同参画推進条例」(以下「条例」)を制定するとともに、男女共同参画社会基本法および条例に基づく計画として「滋賀県男女共同参画計画」を策定し、改定を重ねてきました。

加えて、平成28年(2016年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されたことを踏まえ、以降「滋賀県女性活躍推進計画」と「滋賀県男女共同参画計画」を一体のものとして策定し、取組を進めています。

昭和61年(1986年)に県民、企業・団体および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、「男女共同参画センター」(愛称“G-NETしが”)を開設して以来、地域における男女共同参画を推進しております。

平成23年(2011年)には、就業を希望する子育て中の女性にワンストップで就労支援を提供する「滋賀マザーズジョブステーション」を、他の都道府県に先駆けて開設するとともに、平成27年(2015年)には、女性活躍に取り組む企業・団体を総合的に評価する「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を、国に先駆けて実施する等、働く場における女性活躍に取り組んでいます。

また、子どもの頃からの働きかけにも重点をおいて取組を進めており、男女共同参画を学ぶための教材を作成し、小中高等学校の授業等で活用いただくとともに、大学生等の若い世代が学びを深め、思いを話し合い、共感の輪を広げていくための取組を行っております。

さらに、男性の家事・育児・介護等の参画促進に向けて、社会的気運を醸成するための広報・啓発やセミナーの開催、ワーク・ライフ・バランス等を推進することで、性別にかかわらず、誰もが希望に応じた生き方・暮らし方・働き方を選択できる滋賀県の実現を目指して、取組を進めています。

## (2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組方針

滋賀県では、SDGsの視点を活用した「滋賀県基本構想」を最上位計画としつつ、本県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえて、令和8年3月にパートナーしがプラン2030(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)を策定しました。

性別にかかわらず「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～」を基本理念として、4つの目指す姿を設定し、一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、取組を進めていきます。

【パートナーしがプラン 2030（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）】

#### <計画の位置づけ>

- 男女共同参画社会基本法および条例に基づき、県が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- 女性活躍推進法に基づき、県が女性の職業生活における活躍を推進するための計画

#### <主な関連するゴール>



一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ  
～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

- 全ての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在です。
- 性別にかかわらず個性や能力を発揮できること、性別により差別的な取扱いを受けないこと等、一人ひとりの人権が保障されることは当然のことであり、人が幸せであるために根幹となるものです。
- 男女共同参画社会の実現に向けた、これまでの歩みを止めず、誰もが、自らの意思と責任のもと、あらゆる分野に参画できる機会を確保することは、自らが希望する未来に、そして、一人ひとりが幸せを感じられる社会につながります。
- また、男女共同参画の取組は、ひいては誰もが自身の性のあり方を尊重されるジェンダー平等社会や、あらゆる人に魅力を感じてもらえる“選ばれる滋賀県”へとつながります。

#### <目指す姿>

##### I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、誰もが希望に応じた選択ができています。

##### II 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会

誰もが生涯を通じ、安心して生きる権利を脅かされず、からだも心も健やかな生活を送ることができています。

### Ⅲ 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会

働くことを希望する誰もが自らの能力を十分に発揮しながら活躍できています。

### Ⅳ 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会

あらゆる分野で男女がともに活躍し、多様な視点と多彩な発想により、誰もが暮らしやすく活力ある社会をともに築いています。

#### <取組を進めるにあたって大切なこと>

本計画は、様々な場面で男女の間に格差が生じていることを踏まえ、男女共同参画の取組を進めるために策定するものですが、性別にかかわらず、幸せを感じるために何を大切にしたいかは、一人ひとり違います。

県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指します。

#### <計画の体系>

基本理念	<b>一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ</b> ~男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して~
取組を進めるにあたって大切なこと	
何を大切にすることは一人ひとり違うため、県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指します。	
目指す姿と取組の方向	
<b>I</b> 性別にかかわらず 一人ひとりが 多様な選択ができる社会	(1) <b>重点</b> 男女共同参画意識の浸透に向けた取組 (2) <b>重点</b> 子ども・若者に向けた取組
<b>II</b> 性別にかかわらず 一人ひとりが 安全・安心に暮らせる社会	(1) 多様性の尊重 (2) <b>重点</b> あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶 (3) 困難な状況にある人への支援 (4) <b>重点</b> 防災における男女共同参画 (5) 生涯を通じた健康づくり
<b>III</b> 性別にかかわらず 一人ひとりが 働く場で活躍できる社会	(1) 男女の均等な雇用機会・公正な待遇の確保 (2) <b>重点</b> 企業における男女共同参画 (3) <b>重点</b> 女性の就職・再就職・起業支援 (4) 女性のキャリア形成支援 (5) 誰もが働きやすい環境づくり
<b>IV</b> 性別にかかわらず 一人ひとりが 地域や家庭生活など あらゆる分野で 活躍できる社会	(1) <b>重点</b> 地域における男女共同参画 (2) 政治・行政における男女共同参画 (3) 理工系・農林水産業・スポーツ等分野の男女共同参画 (4) <b>重点</b> 男性の家事・育児・介護等への参画 (5) 子育て・介護支援の充実
<b>計画の総合的な推進</b> (1) 県の推進体制の充実 (2) 国・市町・経済団体・企業・大学など多様な主体との連携 (3) 県立男女共同参画センターを核とした取組 (4) 調査・研究	

### (3) 男女共同参画の取組体制

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部を設置し、県の各部局が一丸となって男女共同参画の取組を進めます。

【推進本部の構成】（令和8年3月23日）

本部長	副知事（滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第3号オに掲げる事務を担当する副知事）	
本部員	知事公室長、総合企画部長、総務部長、文化スポーツ部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、子ども若者部長、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、議会事務局長、教育委員会教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、警察本部長	
幹事	知事公室	広報課長、防災危機管理局副局長
	総合企画部	企画調整課長、高等教育振興課長 国際課長、県民活動生活課長、人権施策推進課長
	総務部	管理監（行政経営・税制・財産活用担当）、人事課長、行政経営推進課長、市町振興課長
	文化スポーツ部	スポーツ課長
	琵琶湖環境部	環境政策課長
	健康医療福祉部	健康福祉政策課長、医療政策課長、健康危機管理課長、健康しが推進課長、医療福祉推進課長、障害福祉課長
	子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長、子育て支援課長、子ども家庭支援課長
	商工観光労働部	管理監（女性活躍担当）、商工政策課長、中小企業支援課長、イノベーション推進課長、労働雇用政策課長、女性活躍推進課長、観光振興局副局長
	農政水産部	農政課長、みらいの農業振興課長
	土木交通部	監理課長
	会計管理局	管理課長
	企業庁	経営課長
	病院事業庁	経営管理課長
	議会事務局	総務課長
	教育委員会事務局	教育総務課長、教職員課長、高校教育課長、幼小中教育課長、特別支援教育課長、人権教育課長、生涯学習課長、保健体育課長
人事委員会事務局	次長	
監査委員事務局	次長	
労働委員会事務局	次長	

	警察本部	警務課長、県民保護対策課長
連絡員	幹事が属する機関の職員のうち推薦された者	

県の各部局のみならず、国・市町・経済団体・企業・大学などの多様な主体と連携・協働し、それぞれの取組を総合的かつ効果的に進めます。

また、滋賀県が設置した滋賀県立男女共同参画センターは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する総合的な拠点施設であり、関係機関との連携を深め、県、事業者、地域団体、NPO、大学等および市町の実践的な取組をより一層推進していきます。

#### (4) ジェンダー平等債の発行目的

女性の就業率や男性の育児休業取得率の増加など、滋賀県の男女共同参画は着実に進展しています。一方、男女の賃金に格差が生じていること、家事・育児・介護等の負担が女性に偏っていること、また、意識の面では「男性が優遇」されていると多くの人が感じていることなど、未だ、誰もが性別を意識せずにあらゆる場面で活躍できる状況には至っていません。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野で取組を進めるためには、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれないようにすることが極めて重要であり、これまで以上に男女共同参画意識の浸透に向け、取組を加速する必要があります。

ジェンダー平等債は、男女共同参画社会の実現に向けた取組目標へのコミットメントとして、サステナビリティ・リンク・ボンドとして発行することにより資金調達を行うものですが、本債券の発行を通じ、滋賀県の取組、また男女共同参画そのものに対し、関心や理解、共感をいただくことで、本県はもとより、社会全体における男女共同参画意識の醸成を目指します。

## 2 ジェンダー平等債フレームワークについて

滋賀県は、ジェンダー平等債（サステナビリティ・リンク・ボンド）の発行に際してジェンダー平等債フレームワーク（以下「本フレームワーク」）を策定しました。本フレームワークは、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2024 (ICMA)」、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024 年版（環境省）」との適合性に対するオピニオンを株式会社日本格付研究所より取得しております。

### （1）KPI の選定

本フレームワークに基づき発行するジェンダー平等債のKPIとその設定理由は以下のとおりです。

---

KPI	滋賀県女性活躍推進企業認証制度における認証企業数
-----	--------------------------

---

滋賀県は、男女共同参画社会の実現に向けてパートナーしがプラン 2030（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）を策定し、総合的かつ計画的に取り組むを推進しています。

本プランでは、様々な目標を設定し、取組の進捗を測りますが、特に働く分野での女性活躍に重点をおいて取組を進めることにしております。

滋賀県は、全国と比較して、働く分野における女性活躍で様々な課題を抱えており、中でも、働く場を中心とした女性活躍の度合いを総合的に測る指標「男女間賃金格差」が他の都道府県と比較して大きい状況にあります。

※「男女間賃金格差」・・・男性の賃金を 100 とした場合の女性の賃金割合のこと。  
「管理的職業従事者割合」、「継続就業期間」、「家事・育児・介護等関連時間」など、様々な指標が影響していることから、働く場を中心とした女性活躍の度合いを総合的に測る指標として認識しています。

格差を縮小するためには、女性が「仕事」と「出産・育児」の二者択一を迫られることなく、継続的にキャリア形成できる環境を整備することが極めて重要です。

滋賀県女性活躍推進企業認証制度は、女性が継続的にキャリア形成できる環境整備に取り組む企業・団体を、あらゆる観点から総合的に評価している滋賀県独自の認証制度であり、男女間賃金格差の縮小に寄与する指標として適切であるため KPI として設定しております。

#### <定義>

「滋賀県女性活躍推進認証企業認証制度」における三つ星企業および二つ星企業の認証を取得した企業数を算定します。

なお、認証区分は女性活躍の取組状況に応じて3段階に区分されており、三つ星企業は認証基準 32 項目のうち、達成項目の合計数が 26 項目以上かつ、課長相当職以上に占める女性の比率が 30% 以上の企業です。また、二つ星企業は認証基準 32 項目のうち、達成項目の合計数が 17 項目以上かつ、均等・活躍の取組項目から 2 項目以上達成をしている企業です。

## <実績>

滋賀県女性活躍推進企業認証制度における認証企業数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
三つ星企業(社)	3	5	5	10
二つ星企業(社)	122	133	149	158

## (2) SPTの測定

本フレームワークに基づき発行するジェンダー平等債のSPTについては、滋賀県や全国の実績、国が策定する男女共同参画基本計画で設定される成果指標等を踏まえ、以下のいずれかの年度のSPTを測定します。

目標達成に向けては、社会的な機運を醸成するための広報啓発や女性のキャリア形成を支援するための幅広い取組、誰もが働きやすい職場環境や働き方の実現を目指して、関係機関とも連携しながら、企業に対して積極的に働きかける等の取組を推進します。

なお、適用されるSPT、SPTの判定日およびSPTの数値については、ジェンダー平等債の発行時に滋賀県のウェブサイトまたはプレスリリースにて特定し、開示します。

---

滋賀県女性活躍推進企業認証制度における認証企業数について、以下のいずれかの目標。

- SPT
- 令和11年度末(2029年度末)に三つ星企業が27社、二つ星企業が277社
  - 令和12年度末(2030年度末)に三つ星企業が30社、二つ星企業が300社

(参照日：SPTとして特定された年度の3月31日、判定日：翌年度の12月末日)

---

### (3) 債券の特性

SPT の達成状況により、本フレームワークに基づき発行するジェンダー平等債の特性は変動します。

判定日までに、SPT が達成された旨が記載された第三者検証済のレポートがなされなかった場合、滋賀県が設ける基金のうち、ジェンダー平等の推進に資する事業の財源となる基金に対して、償還日までに債券発行額の 0.1%相当額を追加拠出し、ジェンダー平等社会実現のための取組の拡充に活用します。

追加拠出する基金の候補として、滋賀県中小企業活性化推進基金等を想定しておりますが、判定日時点の基金設置状況等を踏まえて、知事が拠出対象先を選定・決定することになります。なお、ジェンダー平等債の発行後に滋賀県が SPT の内容を変更しても、既に発行したジェンダー平等債の SPT は変更されません。ただし KPI の測定方法、SPT の測定等、前提条件や KPI の対象範囲に重要な影響を与える可能性のある事象等が発生した場合には、これらの変更内容を踏まえ、従来評価基準と同等以上の野心度を持つ SPT を測定すること等について関係者と協議の上、第三者評価機関よりオピニオンを取得する可能性があります。見直しの内容については、滋賀県のウェブサイト上にて開示します。

### (4) レポートニング

滋賀県は、以下の項目についてレポートニングを実施します。レポートニング対象期間は、レポートニング日の属する会計年度の前会計年度です。レポートニング内容は、滋賀県のジェンダー平等債に関する情報を掲載したウェブサイトのページ等にて開示します。

No.	レポートニング内容	レポートニング時期
1	KPI の実績値	ジェンダー平等債発行の翌年度を初回とし、判定日まで毎年度
2	SPT の達成状況	
3	SPT が未達で追加拠出をした場合の追加拠出額 および追加拠出先	適時

### (5) 検証

滋賀県は、判定日が到来するまで年次で、SPT の実績値について第三者機関による検証を取得し、その評価結果をウェブサイトにて公表する予定です。

以上